

牛久運動公園ネーミングライツ募集要領

1 目的

民間企業と協働し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、ネーミングライツ事業を実施する。

2 募集施設の概要

- ・名 称 牛久運動公園
- ・所 在 牛久市下根町 1400
- ・施設概要 体育館、野球場、多目的広場、テニスコート、武道館

3 ネーミングライツ

(1) ネーミングライツ

法人に市が所有する牛久運動公園の愛称を決定する権利を付与し、その法人から対価として命名権料を得ることにより、新たな財源を確保し、施設の維持管理や市民サービス向上を図る。

(2) ネーミングライツパートナー

施設の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与することができる企業や法人を指し、施設の一般的な呼称として用いられる愛称を命名できる。ただし、条例等の名称は変更しないものとする。

(3) 権利の譲渡

付与されたネーミングライツを、第三者に譲渡、転貸、又は担保に供しないこと。

(4) 愛称の条件

1. 運動施設の愛称としてふさわしく、親しみやすい、呼びやすいものであること。
2. 施設がイメージできるものであること。
3. 市民に不利益を与えない中立性があること。
4. その他、次のいずれにも該当しないものとする。
 - ・法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの。
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ・人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの。
 - ・政治性又は宗教性のあるもの。
 - ・市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれのあるもの。
 - ・利用者に混乱を生じさせないもの。
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・施設のイメージを損なう恐れのあるもの
 - ・商標権を侵害するもの。

4 応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者は、次のいずれにも該当しない事

業者とする。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく事業を行う事業者
- (2) 行政機関からの行政指導を受け、改善が見込まれない事業者
- (3) 公租公課の滞納をしている事業者
- (4) 風俗営業等の規制を受ける事業を行う事業者
- (5) 牛久市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等と関係を有する事業者
- (6) 民事再生法に規定する再生手続、会社更生法に規定する更生手続、破産法に規定する破産手続又は会社法に規定する特別清算の開始の決定を受けて完了しない事業者
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法に違反している事業者
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定するインターネット異性紹介事業を行う事業者
- (9) 特定商取引に関する法律に規定する連鎖販売業を行う事業者
- (10) ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が認める者

5 契約期間

3年以上5年以内とする。

6 看板等による標示

(1) 看板等の設置

ネーミングライツ導入に伴う看板等の設置・改修に要する費用や維持管理に係る費用はネーミングライツパートナーの負担とする。

(2) 変更標示義務のある標示

変更標示義務のある看板は別紙の通りとし、新たに設置する標示物のほか、変更標示義務のない看板やバス停等に関しては市と協議を行う。

(3) 原状回復

契約期間終了後、原状回復に要する費用はネーミングライツパートナーの負担とする。なお、次のネーミングライツパートナーが決定するまでの間に原状回復にかかる作業を完了させること。

7 命名権料

年額 1,500,000円以上

8 契約の更新

愛称の変更による利用者の混乱等を防ぎ、地域への愛称浸透を促すため、ネーミングライツパートナーが契約更新を希望する場合は、優先的に市と交渉する権利を有するものとする。

9 募集

(1) 募集期間

令和8年1月13日(火)まで

(2) 申込方法

市公式HPより牛久市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）をダウンロードの上、以下に掲げる書類を添えて、持参又は郵送により提出すること。

1. 牛久市ネーミングライツ事業（新規・継続）申込に関する誓約書（様式第2号）
2. 法人の概要を記載した書類
3. 定款、寄附行為その他これらに類する書類
4. 法人の登記事項証明書
5. 最新の事業計画書
6. 直近1事業年度分の財務諸表

（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等損益計算書をいう。）及び事業報告書

7. 市税等に滞納がないことを証明する書類

(3) 質問

応募に関する質問は、令和8年1月7日(水)までに、質問書（自由様式）を問合せ先へEメールまたはFAXにて提出すること。Eメールにより質問する場合、タイトル名を「ネーミングライツ質問」として送信すること。なお、質問及び質問に対する回答は、順次市ホームページに掲載する。

10 審査

ネーミングライツ審査委員会を設置し、別途定める選考基準に基づき審査を行いネーミングライツパートナーを決定する。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施する。

11 その他

この要領に定めのない事項については、別途協議するものとする。

申込み・問合せ

〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番1

牛久市 市長公室 営業戦略課

電話：029-873-2111（内線 3231） FAX：029-871-3246

メール：sales@city.ushiku.lg.jp

牛久運動公園ネーミングライツ選考基準

審査項目	審査内容	配点
愛称	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとって親しみやすさ、呼びやすさ ・施設の管理運営に支障が生じないか ・施設の設置目的やイメージとの整合 	30 点
命名権料	<ul style="list-style-type: none"> ・命名権料の提案額 <p>※ 最高金額を満点とし、最高金額未満は係数をかけて算出する</p>	20 点
社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献や地域振興に対する理念 ・活動実績及び今後の計画 	20 点
経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況から見た経営状況や安定性 ・ネーミングライツパートナーとしての継続性 	20 点
地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所や事業所を有するか 	10 点
合 計		100 点

ネーミングライツ事業 施設看板一覧

● 道路看板

■ 立て看板

